

大阪市総合設計許可取扱要綱

制 定 昭和 54 年 4 月 1 日

最近改正 令和 4 年 2 月 20 日

(目 的)

第1 この要綱は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 59 条の2第 1 項、マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成 14 年法律第 78 号)第 105 条第 1 項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)第 18 条第 1 項の規定に基づく総合設計制度の許可に関し必要な事項を定めることにより、本制度の適正な運用を図り、もって土地の有効利用と市街地環境の整備改善並びに市街地の安全性の向上及び良好な市街地住宅の供給と促進に資することを目的とする。

(許可方針)

第2 総合設計制度に係る許可は、建築計画が「総合設計に係る許可準則の改正について」(昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 93 号建設省住宅局長通達)、「総合設計許可準則に関する技術基準について」(昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 94 号建設省住宅局市街地建築課長通達)、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」(平成 2 年 7 月 3 日付け建設省住街発第 100 号建設省住宅局市街地建築課長通達)、「総合設計許可準則の一部改正について」(平成 2 年 11 月 26 日付け建設省住街発第 148 号建設省住宅局長通達)、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」(平成 2 年 11 月 26 日付け建設省住街発第 149 号建設省住宅局市街地建築課長通達)、「総合設計許可準則の一部改正について」(平成 7 年 7 月 17 日付け建設省住街発第 71 号建設省住宅局長通達)、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」(平成 7 年 7 月 17 日付け建設省住街発第 72 号建設省住宅局市街地建築課長通達)、「総合設計許可準則の一部改正について」(平成 9 年 6 月 13 日付け建設省住街発第 74 号建設省住宅局長通達)、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」(平成 9 年 6 月 13 日付け建設省住街発第 75 号建設省住宅局市街地建築課長通達)、「総合設計許可準則の一部改正について」(平成 13 年 9 月 10 日付け国土交通省住街発第 95 号国土交通省住宅局長通知)、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」(平成 13 年 9 月 10 日付け国土交通省住街発第 96 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)、「総合設計許可準則の一部改正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け国住街第 175 号国土交通省住宅局長通知)、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」(平成 20 年 12 月 25 日付け国住街第 176 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)、「建築基準法第

59条の2の規定の運用について」(平成23年3月25日付け国住街第186号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」(平成26年12月5日付け国住街第145号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について」(令和3年10月20日付け国住街第157号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)及び「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」(令和3年12月20日付け国住街第186号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)の趣旨に基づき別に定める大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準に適合しているものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ市街地環境の整備改善に資すると認められ、本市建築審査会の同意の得られるものについて行う。

また、本要綱の適用に当たっては、総合設計制度の趣旨に則り、総合的な判断に基づいて行うものとする。

なお、「総合設計制度による公開空地整備ガイドライン」(平成7年6月制定)の適用区域においては、当該ガイドラインを適用するものとする。

(許可申請)

第3 第2の許可を受けようとするものは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の4第1項に定める許可申請書に大阪市建築基準法施行細則(昭和35年大阪市規則第42号)第3条第1項及び第7項に定める図書並びに同条第8項の規定に基づき「大阪市総合設計許可申請の手続き要領」に定める図書を添えて提出しなければならない。

(事務)

第4 この要綱の実施についての事務は、計画調整局建築指導部建築企画課において行う。

附則

この要綱は、昭和54年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、昭和58年7月1日から実施する。

附則

この要綱は、昭和63年2月10日から実施する。

附則

この要綱は、平成元年2月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成2年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成3年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成4年12月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成6年11月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成7年2月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成10年1月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年1月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成14年5月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成15年1月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年 11 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、令和4年2月 20 日から実施する。